

2026年2月15日改定

## モビリティリゾートもてぎ レーシングカートメンバーズ会員規約

### 第1条（名称）

本会は、モビリティリゾートもてぎ（以下「当施設」といいます。）レーシングカートメンバーズ（以下「当会」といいます。）と称します。

### 第2条（目的）

当会は、会員がレーシングカートを安全かつ継続的に楽しめる環境を提供し、モータースポーツの健全な発展に寄与することを目的とします。

### 第3条（入会の資格条件）

当会への入会資格条件は、以下の通りとします。

- (1)レーシングカートの走行資格を有し、本規約を承認した個人。
- (2)未成年者は、申込者本人および法定代理人の署名により入会できます。
- (3)法定代理人は、未成年会員の行為について連帯して責任を負います。

### 第4条（入会手続き）

当会への入会手続きは、以下の通りとします。

- (1)所定の申込書へ必要事項を記入し、入会金および年会費を納入するものとします。
- (2)入会金および年会費は、法令に基づき返還が義務付けられる場合を除き、返還いたしません。

### 第5条（会員の適用範囲と有効期限）

1. 当会の会員資格の適用は入会者本人のみとし、特典の適用範囲は附則に定める通りとします。
2. 有効期限は入会日から1年後の入会月末日までとします。

### 第6条（会員証）

会員は、当施設から交付されたレーシングカートメンバーズ会員証（以下「会員証」といいます）を以下のように取り扱うものとします。

- (1)レーシングカートにて走行する場合や会員としての特典を受ける場合は必ず会員証を提示するものとします。
- (2)会員証は、会員本人以外の第三者に貸与、譲渡、質入等を行うことはできません。
- (3)会員証を紛失した場合には、直ちに当施設レーシングカート受付窓口にて再発行の申

請をするものとします。

(4)会員が会員資格を喪失した場合は、直ちに会員証を当施設レーシングカート受付窓口に戻却または破棄するものとします。

#### 第7条（届出事項の変更）

転居等の理由により住所等に変更のあった場合は、会員は直ちにその内容を当施設レーシングカート受付窓口届けでて、変更手続きを行うものとします。

#### 第8条（個人情報の取扱い）

1. 当施設は、取得した会員本人の個人情報を、以下の目的で利用します。
  - (1)会員資格の管理更新、各種案内の送付
  - (2)レース等イベントの結果発表（氏名は必要西行減の範囲で利用）
  - (3)上記の他、本会の運営上必要な業務に付随した事由。
2. 会員は、本目的の範囲で個人情報が利用されることに同意します。
3. 当施設は、本人の同意または法令に基づく場合を除き、第三者へ提供しません。

#### 第9条（諸規約の遵守）

会員は、当施設の利用につき本規約および附則を遵守し、係員の指示に従わなければなりません。また、施設内における秩序を乱してはなりません。

#### 第10条（資格の解除）

1. 当会は、本会は以下に該当する場合、会員資格の一時停止または解除を行うことがあります。
  - (1)本規約に重大な違反がある場合
  - (2)施設の秩序や安全を著しく害した場合
  - (3)虚偽申告等、不正行為がある場合
2. 資格停止・解除の際は、原則としてその理由を本人に通知します。
3. 年会費等は、法令で義務付けられる場合を除き返還されません。

#### 第11条（会員資格の更新）

会員資格の更新は、以下の通りとします。

- (1)有効期限前後1ヶ月以内に手続を行うことで更新できます。
- (2)更新期日を過ぎた場合の入場料・駐車料は会員負担となります。
- (3)第10条により資格を解除された者は更新できません。

#### 第12条（会員特典の終了と退会）

会員特典の終了および退会は、以下の通りとします。

(1) 有効期限日の翌日より会員特典は消失します。

(2) 期限日より1ヶ月経過しても更新がない場合、退会扱いとなります。

#### 第13条（営業時間。休業・営業の短縮及び利用制限）

1. 営業時間は、当施設の運営時間に準じます。その他、整備・天候・催事等により営業を変更または制限することがあります。

2. 前項において生じた不利益について、法令により義務付けられる場合を除き補償請求はできません。

#### 第14条（規約の変更）

本会は、本規約を必要に応じ改定することができ、改定内容は施設掲示または公式HP上で周知した時点より効力を生じます。

#### 第15条（危険行為の禁止）

通常の走行・レースにて危険な走行・規則書に違反する行為がある場合は、一方的にライセンス及び会員証は剥奪となる場合があります。この際、会員は当施設に対し、補償・その他何等かの請求・異議申し立てをすることはできません。

#### 第16条（免責）

当施設利用中の事故について、本会に故意または重過失がある場合を除き、その責任を負いません。

ホンダモビリティランド株式会社  
モビリティリゾートもてぎ  
レーシングカート

# モビリティリゾートもてぎ レーシングカートメンバーズ会員規約～附則

2026年 2月 12日改定

## 第1章 入会金・年会費

### 第1条 入会金

入会金は以下のとおりとし、入会申込み時に納入するものとします。 ※料金はすべて消費税を含みます。

- |       |         |
|-------|---------|
| (1)一律 | 11,000円 |
| (2)紹介 | 9,100円  |

### 第2条 年会費

年会費は、下記のとおりとし、更新申込み時に納入するものとします。

- |       |        |
|-------|--------|
| (1)一律 | 7,000円 |
|-------|--------|

## 第2章 特典

### 第3条 走行料

会員のレーシングカート走行料は以下のとおりとします。

- |                       |                   |                              |
|-----------------------|-------------------|------------------------------|
| (1)レーシングカート体験走行       | 5分 1,200円         | ※料金にはすべて消費税を含みます。            |
| (2)レーシングカート体験走行2DRIVE | 5分 2,000円         | ※2DRIVEは40km/hのみ。            |
| (3)レーシングカートTAセッション    | 8分 2,000円         | ※2026/2/1～ TAセッション枠は縮小となります。 |
| (4)チャレンジカート           | 1回 1,000円         |                              |
| (5)回数券                | TAセッション5回分 8,000円 |                              |
| (6)ガチンコレース            | 3,000円/1レース       | ※Aライセンス以上が必要です。              |
| (6)3時間耐久レース           | 40,000円/1チーム      | ※チーム全員がBライセンス以上が必要です。        |

### 第4条 入場料・駐車料の免除

会員とその同伴者1名に限り、モビリティリゾートもてぎ入場料・お車1台分の駐車料を除外日を除き免除いたします。

※S耐・2&4・GW 5月3、4、5・夏花火・冬花火・MotoGP・SUPER GT・世界トライアル・全日本ロードは除外日となります。

### 第5条 その他

レーシングカートにおいて会員を対象としたイベント開催や、イベント参加料の割引を行う事があります。

ホンダモビリティランド株式会社 モビリティリゾートもてぎ

レーシングカート(直通)

Tel 0285-64-0463

パーク事務所

Tel 0285-64-0151